

(2) 都市計画法第36条の工事完了届

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
工事完了届出書	開発行為に関する工事を完了したとき	規則(別記様式第四)		○	×	法第36条第1項 規則第29条
造成確定平面図 確定測量図				○	×	
土地利用計画図	兼用可	1/1,000以上		○	×	
公共施設表示図	確定測量図上に表示可			○	×	
完成写真	・開発区域の全景(開発区域界朱書)及び構造物の位置、形状等がわかるもの ・開発面積が5ha以上のものについては、原則として、航空写真とすること。			○	×	
工事写真	・本編第6章第1節1完了検査(1)によること。 ・A4版台紙に貼付すること。			○	×	
高さ2mを超える擁壁がある場合は、建築基準法による工事完了届の写し				○	×	
その他市長が必要と認める書類	開発許可書、変更許可書の写し等			○	×	

(3) 都市計画法第37条の建築制限解除承認申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
承認申請書	・建築物又は特定工作物を開発工事中に建築又は建設しなければならない理由を具体的に詳しく記載すること。(理由書として別紙可)	市規則(第11号様式)		○	○	市細則第8条
附近見取図		1/10,000以上		○	×	市細則第8条第1号
現況平面図	・土地の地形、道路、排水施設等と建築物等との関係を明示すること。	1/3,000以上		○	×	市細則第8条第2号
建築物の平面図	・建築物の用途を明示すること。	1/200以上		○	○	市細則第8条第3号
特定工作物の平面図	・特定工作物の用途を明示すること。	1/1,000以上		○	○	同上
その他市長が必要と認める図書	建築物又は特定工作物を開発工事中に建築又は建設しなければならない理由の説明図 (例示)工事中現況平面図、断面詳細図	1/50以上		○	○	市細則第8条第4号
	許可書の写し	・開発許可書、変更許可書の写し等		○	×	同上
	現況写真	・現況図の内容を把握できるもの		○	×	同上

(4) 都市計画法第38条の開発行為に関する工事の廃止届

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
開発行為に関する工事の廃止の届出書		規則(別記様式第八)		○	○	法第38条 規則第32条
廃止の理由書				○	×	市細則第9条第1項 第1号
現況図	・廃止の時の土地の地形等を明示した平面図、横断図、縦断図	1/3,000以上		○	×	市細則第9条第1項 第2号
工事関係施設等の構造図				○	×	市細則第9条第1項 第3号
廃止に伴う防災工事等の設計説明書及び設計図			工事の途中において廃止する場合	○	○	市細則第9条第1項 第4号
現況写真	・現況図の内容を把握できるもの			○	×	市細則第9条第1項 第2号
認める必要と図書 その 他の 市長 が	許可書の写し	・開発許可書、変更許可書の写し等		○	×	

(5) 都市計画法第41条の建築物の建ぺい率等についての特例許可申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
特例許可申請書		市細則(第12号様式)		○	○	市細則第10条
附近見取図		1/10,000以上		○	×	同上
現況平面図	・土地の地形、道路、排水施設等と建築物等との関係を明示すること。	1/3,000以上		○	×	同上
建築物の平面図	・建築物の用途を明示すること。	1/200以上		○	○	同上
認める必要と図書 その 他の 市長 が	許可書の写し	・開発許可書、変更許可書の写し等		○	○	同上
その他の図書	(例示) 建築物立面図	(1/200以上)		○	○	同上

(6) 都市計画法第42条の開発許可を受けた土地における建築等の許可申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
許可申請書		市細則(第13号様式)		○	○	市細則第11条第1項
附近見取図		1/10,000以上		○	×	同上
現況平面図	・土地の地形、道路、排水施設等と建築物等との関係を明示すること。	1/3,000以上		○	×	同上
建築物の平面図	・建築物の用途を明示すること。	1/200以上		○	○	同上
特定工作物の平面図	・特定工作物の用途を明示すること。	1/1,000以上		○	○	同上
要その との 認他 め市 る長 図が 書必	理由書			○	×	同上
	許可書の写し	開発許可書、変更許可書の写し等		○	×	同上
	その他の図書	(例示) 建築物立面図		○	×	同上

(7) 都市計画法第45条の許可に基づく権利譲渡の地位承継承認申請

図書の名称	説明	縮尺(様式)	備考	正本	副本	根拠法令
地位承継承認申請書		市細則(第16号様式)		○	○	市細則第13条
開発行為に関する権原を取得したことを証する書類	土地の売買契約書、土地の全部事項証明書等			○	×	同上
規則第16条第5項に規定する資金計画書	承継を承認するか否かの判断の基準は、主として、申請者が適法に当該開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得しているかどうか、当初の許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用があるかどうかによる。			○	×	
法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用に関する書類				○	×	
法第33条第1項第14号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類				○	×	
法第32条に規定する公共施設管理者の同意を得たことを証する書面及び協議の経過を示す書面				○	×	
理由書				○	×	